

社会保険

かながわ



Contents

● **日本年金機構**

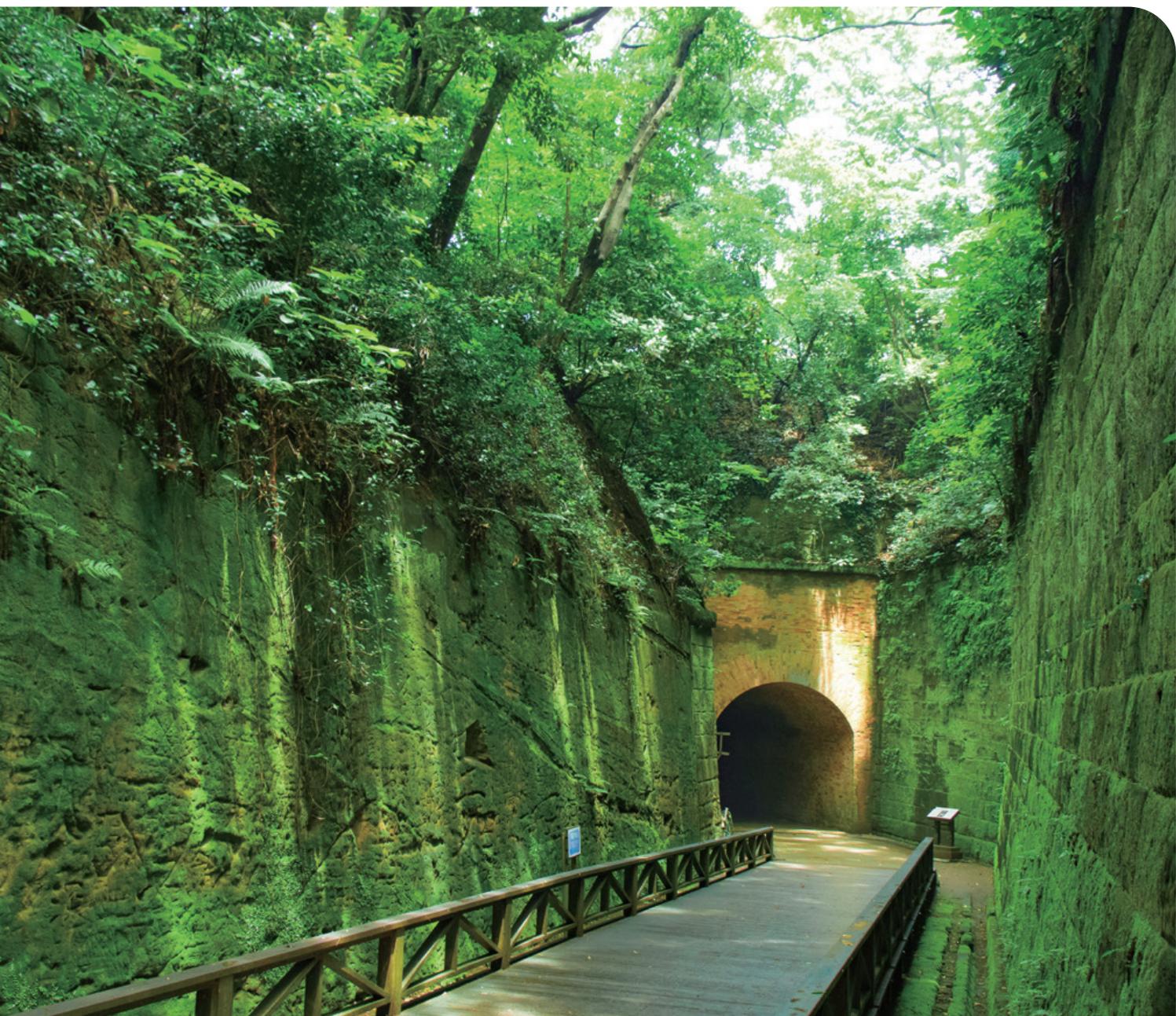
算定基礎届(定時決定) / 年金制度改正 その3「在職定時改定の導入」

● **協会けんぽ**

限度額適用認定証 / かながわ健康企業宣言 参加企業募集中!

● **社会保険協会**

契約保養施設のご案内 / 施設利用会員証 / 大磯ロングビーチ / 東京ディズニーリゾート® / 箱根小涌園ユネッサン / 各種小冊子



晴れた猿島 ● 横須賀市

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>

算定基礎届(定時決定)の提出をお願いします

厚生年金保険および健康保険では、被保険者が実際に受ける報酬とすでに決められている標準報酬月額がかけ離れないように、すべての被保険者に対して、毎年1回、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決め直します。これを定時決定といい、その届出を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、原則として7月1日から7月10日までに提出します。



定時決定の対象となるのは、
7月1日現在のすべての被保険者です

次のいずれかに該当する方は対象外です。

- 6月1日以降に被保険者となった方
- 6月30日以前に退職(資格喪失日が7月1日以前)した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定または育児休業等(産前産後休業を含む)を終了した際の改定が行われる方

算出した報酬月額より、
該当する標準報酬月額を決定します

4月・5月・6月の3ヵ月のうち、支払基礎日数が17日以上(短時間労働者においては11日以上)の月に実際に支給された総報酬額を対象月数で割って報酬月額を算出します。月の途中で入社した等、入社した月に1ヵ月分の給与が支給されない場合は、その翌月から算定対象月となります。



支払基礎日数とは、報酬の支給の対象となった日数のことで、月給者は各月の暦日数(日給者・時間給者は各月の出勤日数)が基本となります。欠勤日数に応じて給与が差し引かれる場合等は、就業規則や給与規程等に基づき、事業所が決めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。

短時間就労者(パート等)の取り扱い

1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3以上である労働者を短時間就労者(パート等)といいます。短時間就労者(パート等)は、支払基礎日数によって次の表のいずれかで算出します。

支払基礎日数	算定方法
3ヵ月とも17日以上	3ヵ月の報酬月額の平均額
1ヵ月または2ヵ月は17日以上	17日以上ある月の報酬月額の平均額
3ヵ月とも15日以上17日未満	3ヵ月の報酬月額の平均額
1ヵ月または2ヵ月は15日以上17日未満	15日以上17日未満の月の報酬月額の平均額
3ヵ月とも15日未満	従前の標準報酬月額

※随時改定の場合は、短時間就労者(パート等)であっても、継続した3ヵ月のいずれも支払基礎日数が17日以上必要です。



短時間労働者の取り扱い

特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3未満で、①週労働時間が20時間以上 ②雇用期間が1年以上 ③月額賃金が88,000円以上 ④学生でないのすべてに該当する労働者を短時間労働者といいます。



支払基礎日数	算定方法
3ヵ月とも11日以上	3ヵ月の報酬月額平均額
1ヵ月または2ヵ月は11日以上	11日以上ある月の報酬月額平均額
3ヵ月とも11日未満	従前の標準報酬月額

※随時改定の場合は、短時間労働者であっても、継続した3ヵ月のいずれも支払基礎日数が11日以上が必要です。

特定適用事業所・任意特定適用事業所の条件等については、日本年金機構ホームページをご参照ください。



算定基礎届の記入・提出方法にご不安がある方は、日本年金機構ホームページでご確認ください！

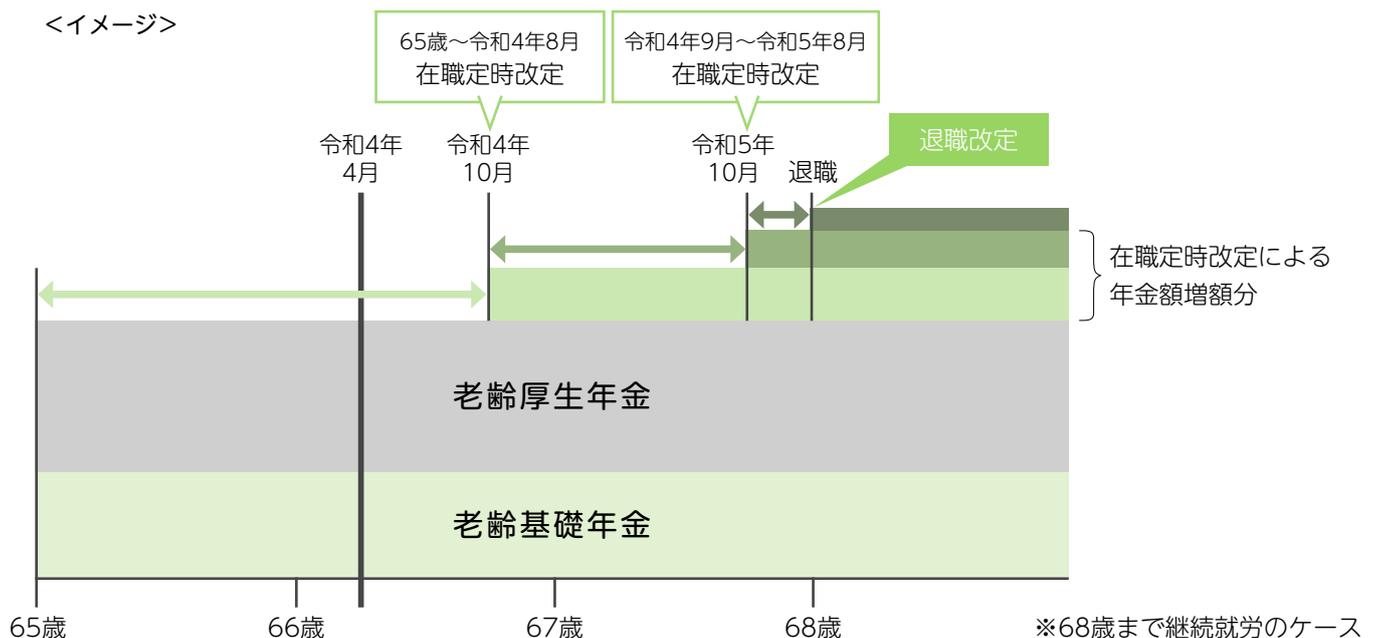
年金制度改革 その3 「在職定時改定の導入」

令和4年4月から、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行されました。今号では、前号に引き続き改正事項の中の一部について解説いたします。

制度改革内容

65歳以上の方は、**在職中であっても年金額の改定を定時に行います。**
改定は、**毎年1回10月分**から行われます。

<イメージ>



お問い合わせ

事業所が管轄する年金事務所まで



日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

医療費が高額になりそうなときは

限度額適用認定証をご活用ください!

1ヵ月（その月の1日から末日まで）の医療費が高額になりそうなとき、**事前に**限度額適用認定証の交付を受けて医療機関の窓口で提示すると、自己負担額が一定額までとなります。

申請からご利用までの流れ



健康保険限度額適用認定証	
記号	
氏名	
見本	
令和4年7月1日	

健康保険限度額適用認定証	
記号	
氏名	
見本	
令和4年7月1日	

- 1 限度額適用認定申請書をご加入の協会けんぽ支部にご提出ください。
- 2 1週間～10日程度で限度額適用認定証が交付されます。
- 3 受診の際に、保険証とあわせて限度額適用認定証をご提示ください。

70歳未満の方の自己負担限度額（払い戻しの基準額）

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ		26万円以下	57,600円
オ	※低所得者（住民税非課税者等）		35,400円

※区分才に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。

限度額適用認定証のポイント



- ✓ 限度額適用認定証の有効期限は、申請書を受け付けた日の属する月の1日から**原則、最長1年間の範囲**です。
申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。
※有効期限が終了した際は、再度、限度額適用認定申請書をご提出いただく必要があります。
- ✓ 70歳以上の方で次の(1)または(2)に該当する場合は、高齢受給者証を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなるため、**限度額適用認定申請書の提出は不要**です。
(1) 自己負担額の割合が2割の方
※住民税非課税者等は、別途「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の提出が必要です。
(2) 標準報酬月額が83万円以上の方

限度額適用認定証に関するお問い合わせは、協会けんぽのホームページ上の「チャットボット」でも受け付けております。

*チャットボットには以下の手順でアクセスができます。

協会けんぽトップページ > こんな時に健保 > 医療費が高額になりそうなとき (限度額適用認定)



かながわ健康企業宣言 参加企業募集中!

従業員のみなさまの健康管理や健康づくりに積極的に取り組み、会社を元気にしましょう!
かながわ健康企業宣言を活用し、『従業員の健康づくりに取り組む企業』としてアピールしませんか?

● 従業員の健康度UPで業績も向上!! ●

協会けんぽ神奈川支部が従業員のみなさまの健康づくりをお手伝いします!

無料で健康セミナーが
受けられる!
(食生活、運動、禁煙、メンタルヘルス等)

「かながわ健康企業宣言証」を
社内に掲示することで社内外に
健康宣言事業所としてPRできる!

かながわ健康企業宣言のメリット

健康づくりに積極的に
取り組むと「認定ロゴマーク」
が利用できるようになる!

※かながわ健康企業宣言ロゴマーク等は、
全国健康保険協会の登録商標です。



「健康経営優良法人認定制度※」に
申請できる!

※経済産業省の顕彰制度のことです。
※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の
登録商標です。



「かながわ健康企業宣言」の参加方法



1 「健康企業診断カルテ送付依頼書」を協会けんぽ神奈川支部へ送付 (FAXまたは郵送)
協会けんぽ神奈川支部より「健康企業診断カルテ」をお送りします

※「健康企業診断カルテ送付依頼書」は協会けんぽ神奈川支部の
ホームページから印刷できます。



2 「健康企業診断カルテ」で職場の現状、健康課題を把握

3 「健康企業診断カルテ」に同封の
「かながわ健康企業宣言エントリーシート」を提出

4 「かながわ健康企業宣言証」をお送りいたします
社内に掲示し、健康づくりに取り組む企業としてアピールしてください!



▲「かながわ健康企業宣言証」

お問い合わせ先

協会けんぽ神奈川支部まで

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

☎045-270-8431(代表) 電話のお掛け間違いにご注意ください。前後の番号は協会けんぽの番号ではありませんので、お掛けにならないようお願いいたします。



～令和4年度の協会費を納入いただき、ありがとうございました～

令和4年4月にご案内させていただきました「令和4年度社会保険協会費ご協力のお願い」につきまして、ご理解とご協力を賜り早速に納入していただき、誠にありがとうございました。

当協会におきましては、みなさまのご意見を賜りながら、各種事業に取り組んでまいります。

まだ、納入がお済みでないようであれば、任意ではございますが、ぜひとも特段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、会費納入にあたっての「払込取扱票」は、4月に送付させていただいておりますが、お手元がないようであれば、当協会(045-662-1192)までご連絡くださいますようお願いいたします。

契約保養施設のご案内



🗨️ お気軽にご利用ください

サンポートみさき

〒238-0243
神奈川県三浦市三崎5-3806
☎046-882-2900



箱根嶺南荘

〒250-0405
神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1
☎0460-82-2898



やいづマリンパレス

〒425-0022
静岡県焼津市本町1-6-3
☎054-629-1011



鳴子やすらぎ荘

〒989-6832
宮城県大崎市鳴子温泉字星沼18-2
☎0229-87-2121



◎ 予約申し込み・利用料金等の詳細については、各施設へ直接お問い合わせください

利用資格 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者

補助内容 1名1泊、2,000円(中学生以上)補助します(連泊の場合も1泊分のみです)。

※1事業所につき1回6名まで、年2回ご利用いただけます。 ※施設利用会員証と併せてご利用いただけます。

施設利用会員証



「施設利用会員証」を提示することにより、宿泊料等を優待料金でご利用いただけます。

優待施設

- 高輪・品川プリンスホテルグループ(高輪・新高輪・東京・品川)
- プリンスホテル優待プラン(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- ホテル法華クラブグループ(全国18施設)
- センボスの宿(箱根・三崎・鳴子・焼津)
- 湯快リゾート(全国30施設)
- ダイワロイヤルホテル(全国25施設)
- HMI ホテルグループ(全国43施設)
- かんぽの宿(全国29施設)
- クア・アンド・ホテルグループ(山梨県・長野県・静岡県4施設)
- 八戸パークホテル(青森県)

- グランドサンピア八戸(青森県)
- ホテルニューキャッスル(青森県)
- いわき藤間温泉ホテル湊(福島県)
- ホテル神の湯温泉(山梨県)
- ニュー・グリーンピア津南(新潟県)
- じょんのび村 萬歳楽(新潟県)
- 湯多利の里 伊那華(長野県)
- お宿 山翠(長野県)
- 奈良パークホテル(奈良県)
- 信貴山観光ホテル(奈良県)



※会員証はピンク色です。

申込資格 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている県内の事業所で施設利用会員証を申し込まれていない事業所

有効期間 令和5年3月31日まで

利用資格 会員事業所の被保険者およびその被扶養者

発行枚数 1事業所3枚まで

申込方法 当協会のホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ FAX(045-662-8441)にてお申し込みください。

その他 ※各施設への申込方法、ご利用方法については当協会のホームページでご確認ください。

※予約に必要な予約先電話番号・専用 WEB サイトの ID およびパスワードは、「施設利用会員証」送付時にお知らせします。

※優待から除外される商品および除外期間・優待料金等については、各施設のホームページまたは直接施設にお問い合わせください。

※他の割引サービスとの併用はできません。ただし、「センボスの宿」は従来の補助と併用可能です。

大磯ロングビーチ

入場料を助成いたします

- 場 所** 大磯ロングビーチ
神奈川県中郡大磯町国府本郷546
☎0463-61-7726 (午前10時～午後5時)
- 利用資格** 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所、または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者
- 利用期間** 令和4年7月9日(土)～9月11日(日)
* 営業時間
7月9日～15日・9月5日～11日：午前10時～午後5時
7月16日～9月4日：午前9時～午後5時
- 利用方法** 入場割引券を発行いたします。
- 募集人員** 4,000名(1事業所10名まで)
※募集人員を超えたときは抽選となります。

(抽選にもれた方についてはご連絡いたします)

入場料金

区分・1日券	一般料金	利用者窓口支払金額
大人	4,200円	2,300円
中・高校生	2,800円	1,200円
シニア(65歳以上)	2,200円	800円
小学生	2,200円	800円
幼児(3歳以上未就学児童)	1,000円	0円

申込期間 令和4年6月22日(水)～7月8日(金)

その他 入場割引券は、準備ができ次第発送しますが、利用開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

東京ディズニーリゾート®

入園料を助成いたします

- 場 所** 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー
千葉県浦安市舞浜1-1
- 利用資格** 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所、または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者
- 入園料金** 下記料金よりコーポレートプログラム利用券の金額を差し引いた金額でチケットを購入してください。
※東京ディズニーリゾートでは変動価格制を導入していますので、お出かけ前に東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイトにて入園料金をご確認ください (<https://www.tokyodisneyresort.jp/>)。

募集人員 6,800名(1事業所10名まで)
※募集人員を超えたときは抽選となります。
(抽選にもれた方については、ご連絡いたします)

コーポレートプログラム利用券

お1人様1回限り補助金額1,000円の利用券を発行します。

利用期間 令和4年8月1日(月)～令和5年2月28日(火)

申込期間 令和4年6月22日(水)～7月8日(金)

利用者区分	1デーパスポート	入園時間指定パスポート	
		午前10時30分～	正午～
大人(18歳以上)	7,900円～9,400円	7,400円～8,900円	6,900円～8,400円
中人(中・高校生)12歳～17歳	6,600円～7,800円	6,200円～7,400円	5,800円～7,000円
小人(幼・小学生)4歳～11歳	4,700円～5,600円	4,400円～5,300円	4,100円～5,000円

箱根小涌園ユネッサン パスポート

入場料を助成いたします

[ユネッサン(水着エリア) & 森の湯(温泉エリア)]

- 場 所** 箱根小涌園ユネッサン
神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297
☎0460-82-4126
- 利用資格** 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所、または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者
- 募集人員** 3,500名(1事業所10名まで)
※募集人員を超えたときは抽選となります。
(抽選にもれた方については、ご連絡いたします)
- 利用期間** 令和4年7月23日(土)～令和5年3月31日(金)
※ただし、令和4年12月6日(火)～8日(木)の3日間は施設メンテナンスのため休館となります。

利用方法 事前に利用券「大人1,300円・小人200円」を購入していただきます。
※当選者には振込用紙を送付しますので、申込人数分の金額をお支払いいただきます。後日、利用券をお送りします。
利用券を窓口に出しご入場ください。

入場料金

利用者区分	通常料金	利用券購入金額
大人	3,500円	1,300円
小人(3歳～小学生)	1,800円	200円

申込期間 令和4年6月22日(水)～7月8日(金)

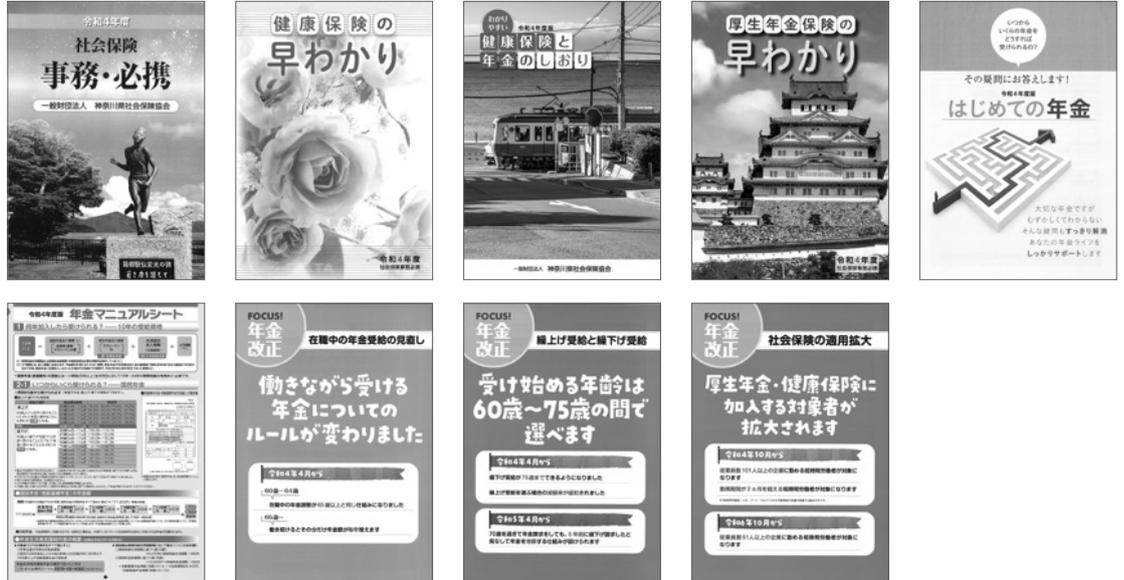
その他 当選者に利用券等購入の詳細について別途ご連絡いたします。

健康保険・厚生年金保険制度などの**各種小冊子**を用意しております

※冊数に限りがありますので、1事業所各1冊とさせていただきます。

社会保険制度 解説小冊子

- 令和4年度 『社会保険事務・必携』
- 令和4年度 『健康保険の早わかり』
- 令和4年度版 『わかりやすい健康保険と年金のしおり』
- 令和4年度 『厚生年金保険の早わかり』
- 令和4年度版 『はじめての年金』
- 令和4年度版 『年金マニュアルシート』
- FOCUS! 年金改正 在職中の年金受給の見直し
- FOCUS! 年金改正 繰上げ受給と繰下げ受給
- FOCUS! 年金改正 社会保険の適用拡大



健康づくり 小冊子

- 2022年度版 『健診結果のわかる本』
- 症状別受診ガイド vol.4
- 健診結果を活かした生活改善のすすめ
- 守ろう！ 創ろう！ 自分の健康
- はじめましょう こころの健康管理



応募資格 県内の事業所で、令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所
※協会費を納入いただけない事業所は有償となります。

申込方法 当協会ホームページ (<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>) ⇒ 「社会保険制度広報」 ⇒ 「各種小冊子」 ⇒ 「お申込書はこちら」 をクリックしていただき、「小冊子申込書」をダウンロードのうえご希望の冊子名に○をしてFAX (045-662-8441) にてお申し込みください。

その他事業の申込方法

各事業の詳細については、当協会ホームページ (<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>) をご覧ください。
また、利用ご希望の方は、当協会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえFAX (045-662-8441) にてお申し込みください。

社会保険協会事業等につきましては <https://www.kanagawa-syahokyo.jp> をご覧ください。

一般財団法人 神奈川県社会保険協会